

事 務 連 絡
令和3年4月21日

市内 療養介護事業所 管理者 各位

健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課長

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う新判定スコアの導入について(通知)

日頃より本市福祉行政に御協力いただきありがとうございます。

標記の件については、令和3年3月12日(金)に開催された障害福祉関係主管課長会議資料中の「令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」において、療養介護の要件として、「区分5以上であって新判定スコア16点以上の者。区分5以上であって強度行動障害があり、新判定スコア8点以上の者。区分5以上であって遷延性意識障害があり新判定スコア8点以上の者。」が新たに明文化されたところです。

令和3年4月1日以降に新たに追加された上記の要件で療養介護の支給決定を行う場合、区役所、地区健康福祉ステーション(以下「区役所等」という。)において、国が新たに定めた新判定スコアにより決定しますが、新判定スコアは医師が判定する必要があることから、給付決定申請の際に、医師に新判定スコアを判定してもらい、区役所等に別紙1「障害福祉サービス等利用における医療的ケア判定スコア(医師用)」を提出してもらうこととなります。

つきましては、今後、上記追加要件で療養介護の利用希望があった場合は、医療的ケア判定スコアも併せて区役所、地区健康福祉ステーションに提出してもらうよう、お伝えいただきますようお願いいたします。

障害福祉課給付係
TEL 044-200-2675
FAX 044-200-3932